

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会
ワーキンググループの設置について

令和 7 年 11 月 25 日

検 討 会 決 定

1. 設置趣旨

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会（以下「検討会」という。）における多岐に渡る検討事項について、その論点整理及びその具体的な検討を深めるため、検討会の下にワーキンググループを設置する。

＜御参考＞検討会における主な検討事項

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえ、次の事項について検討を行うこととする。

- （１）消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律
- （２）消費者契約の各過程に関する必要な規律
- （３）ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み
- （４）「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み
- （５）横断的な検討事項

2. 委員・運営

- （１）ワーキンググループの委員は、検討会座長が指名するものとする。
- （２）ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ座長は検討会座長が指名する者とする。
- （３）ワーキンググループは、その検討状況を、随時、検討会に報告することとし、検討会の委員は、検討状況に関し意見を述べることができる。

3. 事務局

ワーキンググループの庶務は、関係課室等の協力を得て、消費者庁消費者制度課において処理する。

4. 備考

ワーキンググループは原則公開とし、オンラインでのライブ配信による一般傍聴を可能とする。

また、ワーキンググループにおける配布資料及び議事録は、原則として、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。